

㉓ ICT を活用した遠隔死亡診断の補助に対する評価の新設

第1 基本的な考え方

医師が ICT を活用して死亡診断等を行う場合において、研修を受けた医療機関の看護師が当該医師の補助を行うことについて、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

医師が行う死亡診断等について、ICT を活用した在宅での看取りに関する研修を受けた医療機関の看護師が補助した場合の評価として、在宅ターミナルケア加算に遠隔死亡診断補助加算を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【在宅患者訪問看護・指導料】 [算定要件] 注 17 別に厚生労働大臣が定める基 準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において、区分番号 C0 01 の注 8 (区分番号 C001 - 2 の注 6 の規定により準用す る場合を含む。) に規定する死 亡診断加算及び区分番号 C005 の注 10 (区分番号 C005-1 - 2 の注 6 の規定により準用す る場合を含む。) に規定する在宅 ターミナルケア加算を算定する 患者 (別に厚生労働大臣が定め る地域に居住する患者に限る。) に対して、医師の指示の下、情 報通信機器を用いた在宅での看 取りに係る研修を受けた看護師 が、情報通信機器を用いて医師 の死亡診断の補助を行った場合 は、遠隔死亡診断補助加算とし て、150 点を所定点数に加算す る。</p> <p>18・19 (略)</p>	<p>【在宅患者訪問看護・指導料】 [算定要件] (新設)</p> <p>17・18 (略)</p>

<p>[施設基準] <u>四の三の六 在宅患者訪問看護・指導料の注 17 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む。) に規定する遠隔死亡診断補助加算に関する施設基準</u> <u>情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。</u> ※ <u>同一建物居住者訪問看護・指導料についても同様。</u></p>	
---	--